

議案第66号

つくば市立病院の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年6月12日

つくば市長 市原健一

つくば市立病院の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくば市職員定数条例の一部改正)

第1条 つくば市職員定数条例(昭和62年つくば市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(うち病院事業に従事する職員 48人)」
を削る。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表市立病院運営審議会の委員の部を削る。

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 つくば市職員の給与に関する条例(昭和62年つくば市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定

めるもの)」を削る。

第23条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第2医療職給料表(1)を次のように改める。

医療職給料表(1) 削除

別表第2医療職給料表(2)備考中「、薬剤師」を削り、同表医療職給料表(3)備考中「、助産師」を削る。

(つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和62年つくば市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第20号までを2号ずつ繰り上げる。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

第23条中「第8条まで、第10条から第15条」を「第13条」に改め、同条を第21条とし、第24条を第22条とし、第25条を第23条とする。

(つくば市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第5条 つくば市職員の定年等に関する条例(昭和62年つくば市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

(つくば市病院事業設置等条例等の廃止)

第6条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) つくば市病院事業設置等条例(昭和63年つくば市条例第49号)

(2) つくば市立病院運営審議会条例(昭和63年つくば市条例第52号)

(3) つくば市立病院条例(平成4年つくば市条例第32号)

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

つくば市職員定数条例（昭和62年つくば市条例第4号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 1,328人</p> <p>(3) - (8)（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>	<p>第1条（略） （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 1,328人 <u>（うち病院事業に従事する職員 48人）</u></p> <p>(3) - (8)（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後				改正前			
本則・附則（略） 別表（第2条，第4条関係）				本則・附則（略） 別表（第2条，第4条関係）			
職		報酬	相当する職	職		報酬	相当する職
教育委員会の委員	委員長	（略）	（略）	教育委員会の委員	委員長	（略）	（略）
	委員	（略）			委員	（略）	
~~~~~				~~~~~			
上下水道審議会の委員		（略）	（略）	上下水道審議会の委員		（略）	（略）
				市立病院運営審議会の委員	会長	日額 9,200円	一般職の職員
					委員	日額 8,000円	
~~~~~				~~~~~			
非常勤の嘱託員		（略）	（略）	非常勤の嘱託員		（略）	（略）

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表

（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 - 第6条（略） （初任給，昇格，昇給等の基準）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 - 5（略）</p> <p>6 55歳 <u>を</u> 超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては，3号給）」とあるのは，「2号給」とする。</p> <p>7 - 10（略）</p> <p>第7条の2 - 第22条（略） （宿日直手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3</u> 前2項の勤務は，第18条から第20条までの勤務には含まれないものとする。</p> <p>第23条の2 - 第32条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">医 療 職 給 料 表</p> <p><u>医療職給料表(1)</u> 削除</p>	<p>第1条 - 第6条（略） （初任給，昇格，昇給等の基準）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 - 5（略）</p> <p>6 55歳（規則で定める職員にあっては，56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を 超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては，3号給）」とあるのは，「2号給」とする。</p> <p>7 - 10（略）</p> <p>第7条の2 - 第22条（略） （宿日直手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3</u> 前2項の規定にかかわらず，つくば市立病院に勤務する医師の宿日直手当は， その勤務1回につき，20,000円を支給する。</p> <p><u>4</u> 前3項の勤務は，第18条から第20条までの勤務には含まれないものとする。</p> <p>第23条の2 - 第32条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">医 療 職 給 料 表</p> <p><u>医療職給料表(1)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

医療職給料表(2)

(略)

備考 この表は_____, 栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

(略)

備考 この表は, 保健師, 看護師_____でその他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第3 (略)

備考 この表は, 病院に勤務する医師で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

(略)

備考 この表は, 薬剤師, 栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

(略)

備考 この表は, 保健師, 看護師, 助産師_____でその他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第3 (略)

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）新旧対照表

（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (3)（略）</p> <p><u>(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p><u>(10)</u>（略）</p> <p><u>(11)</u>（略）</p> <p><u>(12)</u>（略）</p> <p><u>(13)</u>（略）</p> <p><u>(14)</u>（略）</p> <p><u>(15)</u>（略）</p> <p><u>(16)</u>（略）</p> <p><u>(17)</u>（略）</p> <p><u>(18)</u>（略）</p>	<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (3)（略）</p> <p><u>(4)</u> 医師手当</p> <p><u>(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p><u>(7)</u> 夜間看護手当</p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p><u>(10)</u>（略）</p> <p><u>(11)</u>（略）</p> <p><u>(12)</u>（略）</p> <p><u>(13)</u>（略）</p> <p><u>(14)</u>（略）</p> <p><u>(15)</u>（略）</p> <p><u>(16)</u>（略）</p> <p><u>(17)</u>（略）</p> <p><u>(18)</u>（略）</p> <p><u>(19)</u>（略）</p> <p><u>(20)</u>（略）</p>

第3条 - 第5条 (略)

(放射線取扱手当)

第6条 (略)

(病原試験担当手当)

第7条 (略)

(理学療法手当)

第8条 (略)

(作業療法手当)

第9条 (略)

(建築主事手当)

第10条 (略)

第3条 - 第5条 (略)

(医師手当)

第6条 医師手当は、医師が市立病院に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 医師手当の額は、1月につき当該職員が受ける給料月額¹⁰⁰分の¹⁷の額と250,000円との合算額とする。

(放射線取扱手当)

第7条 (略)

(病原試験担当手当)

第8条 (略)

(夜間看護手当)

第9条 夜間看護手当は、正規の勤務時間の一部又は全部を深夜(午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。以下同じ。)に指定された市立病院に勤務する看護師又は准看護師が当該勤務において看護等の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 夜間看護手当の額は、当該勤務1回につき次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務であるとき 6,800円

(2) 深夜における勤務時間が4時間以上7時間未満であるとき 3,300円

(3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき 2,900円

(4) 深夜における勤務時間が2時間未満であるとき 2,000円

(理学療法手当)

第10条 (略)

(作業療法手当)

第11条 (略)

(建築主事手当)

第12条 (略)

(ボイラー操作手当)

第11条 (略)

(ボイラータービン主任技術者手当)

第12条 (略)

(廃棄物処分業務手当)

第13条 (略)

(機関整備等業務手当)

第14条 (略)

(災害現場出場手当)

第15条 (略)

(はしご車消火作業手当)

第16条 (略)

(夜間消防業務手当)

第17条 (略)

(救助活動手当)

第18条 (略)

(救急業務手当)

第19条 (略)

(救急救命士手当)

第20条 (略)

(短時間勤務職員の特殊勤務手当の額)

第21条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する第3条、第6条から第13条_____まで及び前条に規定する特殊勤務手当の額については、これらの規定にかかわらず、その額に、つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年つくば市条例第3号)第2条第3項及び第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務

(ボイラー操作手当)

第13条 (略)

(ボイラータービン主任技術者手当)

第14条 (略)

(廃棄物処分業務手当)

第15条 (略)

(機関整備等業務手当)

第16条 (略)

(災害現場出場手当)

第17条 (略)

(はしご車消火作業手当)

第18条 (略)

(夜間消防業務手当)

第19条 (略)

(救助活動手当)

第20条 (略)

(救急業務手当)

第21条 (略)

(救急救命士手当)

第22条 (略)

(短時間勤務職員の特殊勤務手当の額)

第23条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する第3条、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで及び前条に規定する特殊勤務手当の額については、これらの規定にかかわらず、その額に、つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年つくば市条例第3号)第2条第3項及び第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務

時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(育児短時間勤務職員等の特殊勤務手当の額)

第22条 (略)

(委任)

第23条 (略)

附則 (略)

時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(育児短時間勤務職員等の特殊勤務手当の額)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

附則 (略)

つくば市職員の定年等に関する条例（昭和62年つくば市条例第56号）新旧対照表

（第5条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。_____ _____ 第4条（以下略）	第1条・第2条（略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 <u>ただし、つくば市立病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u> 第4条（以下略）